

金沢商工会議所 商談会・展示会等参加費助成金制度要項

令和7年4月1日現在

1. 目的

全国の商工会議所が主催、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等への参加経費の一定額を助成することで会員企業の負担を軽減し、新たな販路開拓の動機付けとするもの。

2. 申請対象者

当所会員事業所(先着10事業所)

3. 申請対象事業

・全国の商工会議所が主催、共催、協力、協賛、後援し、石川県外で開催される事業者を対象とした(BtoB)商談会・展示会等のうち、当所が認めるもの。

・令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)までに開催される商談会・展示会等。

※即売を主目的とする出展(BtoCの物産展やイベント等)は申請対象外。

※1事業所につき同一年度1回、通算3回まで利用可能。但し、過去に当制度を利用したことがある商談会・展示会等は申請対象外。

4. 申請受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年2月13日(金)

5. 対象経費及び助成内容

①交通費・宿泊費として上限 30,000 円(税込)

※交通費・宿泊費については、開催地及び隣県の支店等から参加する場合は対象外。

※交通費はバス運賃、電車賃、新幹線料金、航空券代等が対象。ガソリン代、駐車場代、タクシー代、レンタカー代、高速道路通行料、グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金分は対象外。

※宿泊費は開催が複数日の場合、または準備の為に前泊が必要な場合のみ対象。1人1泊あたりの助成上限額は 10,000 円(税込)。

②出展・参加に必要な経費として上限 50,000 円(税込)

※出展料、参加費、ブース設営・撤去費、小間装飾料、運搬費等が対象。

※国、県、市等より同様の補助金を受けている場合や、共同出展等により出展料等の減免措置を受けている場合、当該補助金等または減免等の対象となった経費は対象外。

6. 申請手続

申請書(様式1)とともに、商談会・展示会等の開催概要がわかる資料(要項、パンフレット等)を添付し、商談会・展示会等の開催初日の14日前までに当所に提出する。

※参加する商談会・展示会等の趣旨、規模、形態、PR効果等を考慮して助成を認めない場合がある。

※出展済の商談会・展示会等は申請対象外。但し、商談会・展示会等への申し込みや、参加に必要な経費の支払は、当制度の申請前に行っても構わない。

7. 報告・請求手続

実績報告書(様式 2)、対象経費の支払いが客観的に明らかとなる資料(社外発行の領収書、振込確認書等)、商談会・展示会等の参考資料(当日の写真、名刺等)、および請求書(様式 3)を、商談会・展示会等の終了後14日以内に当所に提出する。

※領収書等、対象経費支払の証拠書類の宛名は、原則、当制度の申請者名とすること。

※上記以外に、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

※報告手続きの最終期限は令和8年3月13日(金)。

8. 交付手続

報告資料受理後、確認・精査の上、原則、当月 20 日締め/翌月 10 日に指定の銀行口座に振込にて交付する。

9. 特記事項

- ・助成金の振込後、事実と異なる事態が判明した場合、交付を取り消しとし、助成金および振込手数料相当額の返還を求め、以後の申請を禁止することとする。
- ・この要項に記載のない事項は、協議の上、決定するものとする。

【書類の提出先】

- ・郵送・窓口での提出：〒920-8639 金沢市尾山町 9-13 金沢商工会議所 企業支援グループ
- ・メールでの提出：shien@kanazawa-cci.or.jp

<お問い合わせ> 金沢商工会議所 企業支援グループ

TEL: 076-263-1157/MAIL:shien@kanazawa-cci.or.jp